

料金の支払時期等に関する特約条項

GMOホスティング&セキュリティ株式会社

第1条（趣旨）

この特約条項は、GMOホスティング&セキュリティ株式会社（以下、「当社」という。）が専用サーバーサービス契約約款（以下、「本件契約約款」という。）のうち料金の支払時期、専用サーバーサービス利用契約の更新及びお客さまの行う解除等に関する特約の内容について定めます。

第2条（本件契約約款第3条第1項第2号の適用除外）

本件契約約款第3条第1項第2号の規定は、お客さまとの間においては、これを適用しないものとします。

第3条（本件契約約款第48条第6項の読み替え）

本件契約約款第48条第6項中「第54条ないし第56条」については、お客さまの間においては、これを「第54条」と読み替えるものとします。

第4条（本件契約約款第51条の読み替え）

本件契約約款第51条については、お客さまの間においては、これを次の内容に読み替えるものとします。

第51条（料金の支払期限、支払方法及び遅延損害金等）

1. お客さまは、当月分の第48条に定める料金を当社が別途定める日までに当社に支払うものとします。
2. 本条に定める債務の履行について遅滞が生じた場合には、お客さまは、支払期限の翌日から元本に対して年12分の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. 前項の場合においては、お客さまは、専用サーバーサービス利用契約にもとづき当社に対して負担するすべての債務について有する期限の利益を当然に失うものとします。
4. 第2項の場合において、当社が履行の催告、訴訟追行又は当該債権の実現のためのその他の手続を行ったときは、そのために当社が出払した郵便料金、交通費、旅費、訴訟費用、弁護士費用その他一切の費用について、お客さまがこれを負担するものとします。
5. 第2項の場合において、当社が求めるときは、当社とお客さまは、当該債務の履行に代えて準消費貸借契約を締結し、準消費貸借契約の成立を証する契約証書を作成するものとします。準消費貸借契約の契約証書の作成に要する費用その他の契約費用については、お客さまがこれを負担するものとします。
6. 第2項の場合において、当社が求めるときは、当社とお客さまは協力して当該債務又は前項により締結した準消費貸借契約にもとづく債務の履行を約することを内容とする執行認諾文言を付した公正証書を作成するものとします。公正証書の作成に要する費用については、お客さまがこれを負担するものとします。

第5条（本件契約約款第53条第4項の読み替え）

本件契約約款第53条第4項中「次条ないし第56条」については、お客さまの間においては、これを「次条」と読み替えるものとします。

第6条（本件契約約款第54条ないし第56条の読み替え）

1. 本件契約約款第54条については、お客さまとの間においては、これを次の内容に読み替えるものとします。

第54条（専用サーバーサービス利用契約の更新）

1. 専用サーバーサービス利用契約の契約期間が満了したときは、当該専用サーバーサービス利用契約は、従前と同一の内容で当然に更新されるものとします。ただし、当社又はお客さまが当該専用サーバーサービス利用契約の契約期間の満了日の3カ月前に相手方に対して当該専用サーバーサービス利用契約を更新しない旨を通知したときは、この限りではありません。
 2. 前項ただし書に定める通知は、当社の定める特定のシステムを介してこれを行わなければなりません。
 3. 前項の規定に反してなされた通知は、当社に対してその効力を生じません。
2. 本件契約約款第55条及び第56条の規定は、お客さまとの間においては、これを適用しないものとします。

第7条（本件契約約款第57条第4項の読み替え）

本件契約約款第57条第4項については、甲乙間においては、これを次の内容に読み替えるものとします。

4. お客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、本来の契約期間の満了日までの間に当社に支払うべき所定の料金等の支払いを免れず、また、すでに当社に支払った所定の料金等の全部又は一部の償還を受けることはできません。